

大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学
連合小児発達学研究科特任教員選考内規

(趣旨)

第1条 大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科における特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教（以下、「特任教員」という。）の選考は、国立大学法人大阪大学特任教員の選考基準に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(発議)

第2条 特任教授を選考するときは、研究科長が教員選考の発議を行う。

2 特任准教授、特任講師、特任助教（以下「特任准教授等」という。）を選考するときは、当該研究領域等の教授又はそれに代わる者の報告により研究科長が教員選考の発議を行う。

(選考委員会の設置)

第3条 研究科長は、教員の選考を行うために教員選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の組織)

第4条 選考委員会は、次に掲げる委員により組織する。

(1) 特任教授選考の場合 教授5名以上

(2) 特任准教授等選考の場合 教授2名以上を含む教員5名以上

2 委員は、専任教員、寄附講座教員、特任教員（常勤）及び兼任教員（教授会構成員に限る。）の中から研究科長が選出する。

3 研究科長は、委員の委嘱を行い、その旨を研究科内に1週間以上掲示する。

(選考委員会の委員長)

第5条 選考委員会は、互選により委員長を選出する。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(選考委員会の議事)

第6条 選考委員会は、委員の3分の2以上の者が出席しなければ開くことができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 選考委員会は、議事録を作成する。

(選考の方法等)

第7条 教員選考は、次の方法により行う。

(1) 選考委員会は、選考方針、募集方法を決定し、教授会に報告する。選考委員会は、これを研究科長名をもって研究科内に1週間以上掲示する。

但し、特任准教授等選考の場合は、研究科長への報告をもって、教授会への報告に

代えることができる。

- (2) 選考方針、募集方法について異議申し立てのない場合、選考委員会は、教員候補者を募集する。募集にあたっては、研究科長名をもって研究科内に1週間以上掲示する。
- (3) 選考委員会は、教員候補者の選考を行い、教授会に選考経過を文書で報告し、教員候補者を推薦する。教授会は、推薦された候補者について速やかに審議決定する。
- (4) 教員候補者の履歴及び業績は、研究科内で公開する。
- (5) 委員長は、教員候補者の履歴及び業績を保管する。

(雑則)

第8条 この内規について疑義が生じたときは、教授会が決定する。

- 2 寄附講座における特任教員は、大阪大学大学院大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科寄附講座教員選考内規により選考を行う。
- 3 この内規に定めるもののほか、特任教員の選考に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年4月9日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。